



兵庫労働局発表  
平成28年9月23日

報道関係者 各位

[ 照会先 ]  
兵庫労働局労働基準部  
賃金室  
室長 池山聖子  
専門監督官 小田由起子  
TEL 078-367-9154  
FAX 078-367-9165

兵庫県最低賃金が10月1日（土）から

時間額819円になります

－9月30日（金）に三宮駅南側で広報活動を行います

兵庫県のマスコット「はばタン」が出演します－

兵庫県最低賃金は、平成28年10月1日（土）から、現行の794円を25円引上げ時間額819円に改定されます。バブル期以降（平成4年以降）最大の引き上げ幅です。

兵庫労働局では、効力発生日（平成28年10月1日）を控え、兵庫県最低賃金の改定及び最低賃金制度について、広く県民に周知し、最低賃金の履行確保を図るため、兵庫労働局長はじめ職員が下記日程で広報ティッシュ配布等による広報活動を実施します。

記

1 日 時

平成28年9月30日（金）午前8時00分から8時30分頃（雨天決行）

2 場 所

三宮駅南側 交通センタービル 南側 歩道